

きこえ給へば、内侍のすけ、物もきこしめさず、けづりひをなんめす、大將あなおそろしや、いみしくいむ物を宮か、ればこそいやさりつれ、ひくはてはいかでかあらむ、さきに物いむといひつ、くはまほしき物もくはせずとの給へば、あな心うやく、ひ物むつかりをくす、侍り、いひてきこえむとていて給てん、略下

〔枕草子<sup>三</sup>〕木は

ゆづりは、の、いみじうふさやかにつやめきたるは、いとあをうきよげなるに、略中 なき人のくひ物にもしくにやとあはれなるに、略下

〔拾遺和歌集<sup>十六</sup>〕除目のころ子日にあたりて侍けるに、按察更衣のつぼねより、松をはしにて、たべもの、をいだして侍けるに、  
もとすけ略歌

〔續日本紀<sup>三十</sup>〕神護景雲三年十一月壬辰、賜宴於五位已上、詔曰、今勅久、今日方新嘗、乃猶其比豐乃、明聞賢須之日、仁在、略中 故是以、黑記白記、乃御酒食、倍惠良、伎、常毛、賜酒幣、乃物賜之、禮止、御物給久、止宣、

〔古今和歌集<sup>三</sup>〕さぶらひにて、男どもの酒たうべけるに、召て郭公まつ歌よめとありければよめる、  
みつね略歌

〔古事記<sup>上</sup>〕又食物、乞大氣津比賣神、爾大氣都比賣、自鼻口及尻種々味物取出而種々作具而進時、速須佐之男命立伺其態、爲穢汚而奉進、乃殺其大宜津比賣神、

〔古事記傳<sup>九</sup>〕食物は、袁志毛能と訓べし、

〔日本書紀<sup>七</sup>〕十八年四月壬申、自海路泊於葦北小島而進食、

〔倭訓栞<sup>前編</sup>〕三十一みけ 御饌又御食と書り、儀式帳に、朝乃大御饌、夕乃大御饌、中臣壽詞に、長御膳

の遠御膳と見えたり、日本紀に、奠もよみ、神食をもよめり、儀式帳に、奈保良比歌に、